# 公益社団法人秋田県シルバー人材センター連合会役員の

### 報酬等及び費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人秋田県シルバー人材センター連合会(以下「連合会」という。) の定款第25条第1項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めること を目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」と いう。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」と いう。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

#### (定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
  - (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、連合会を主たる勤務場所とする者をいう。
  - (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
  - (4)報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
  - (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等経費をいう。報酬等とは明確に 区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

- 第3条 連合会は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
  - 2 会長の報酬については、月額で支給する。
  - 3 会長以外の役員の報酬は日額とする。
  - 4 事務局職員が兼務する常勤役員は無報酬とする。
  - 5 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

#### (報酬の額の決定)

- 第4条 役員の報酬額は、別表に定める金額として、理事会の承認を得て、決定するものとする。 (報酬等の支給日)
- 第5条 会長を除く非常勤役員は、理事会及びその他の会議に出席した都度に報酬を支給するものとする。

2 会長、並びに事務局職員を兼務しない常勤役員については、月末締めの翌月21日に報酬を支給する。ただし、21日が土曜日又は祝日にあたる場合は20日、21日が日曜日に当たる場合は19日、19日が祝日だった場合は18日に支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、役員の同意を得て通貨で直接本人に支給できるものとする。
  - 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(新たに会長になった者及び会長でなくなったものの報酬)

第7条 新たに会長になった者には、その日から報酬を支給する。但し、会長になった日が月の途中の場合は、月額の報酬を下記のとおり日割りで支給する。

月額の報酬×当該月の就任日数/30日

2 会長が離職したときは、その日までの報酬を支給する。但し、会長を離職した日が月の途中の場合は、月額の報酬を下記のとおり日割りで支給する。

月額の報酬×当該月の就任日数/30日

3 会長が死亡した場合は、その日までの報酬を支給する。

(費用)

- 第8条 連合会役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
  - 2 費用の額は、別表により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第9条 連合会は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(效廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

役員の報酬額	・非常勤職員である会長の業務に関する執行に対し、月額40、000円
	・会長以外の事務局職員が兼務しない常勤役員、並びに非常勤役員である
	理事・監事の業務に関する執行1日につき5,000円
費用の額	<ul><li>(1)会長以外の事務局職員が兼務しない常勤役員、並びに非常勤役員の管内及び管外職務に係る費用旅費規程に定める額</li><li>(2)その他実費</li></ul>